

2014年度自治体キャラバン行動

要望に対する回答書

摂津市

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保証されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者を安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

(回答) 人事課

変化する社会情勢や本市の財政状況等を踏まえ、地方自治体として持続可能な運営の在り方を常に研究し、最少の経費で最大の効果を挙げることを念頭に、職員の適正配置及び人材育成等に取り組み、住民の福祉の増進に努めてまいります。

2. 国民健康保険・医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

(回答) 国保年金課

本市は財政状況が厳しい中、従来からも一般会計の繰入を行っているところでございます。特に、平成20年度秋以降の厳しい経済状況を勘案し、医療費の増加する中、平成21年度から平成25年度まで緊急措置として保険料率の据置きを行っております。しかし、昨今の少子高齢化の社会変化に伴う医療費の増加により国民健康保険財政は厳しい状況にあり、これからも持続可能な制度としていくために、保険料の改定及び限度額の見直しを行っております。

また、国民健康保険料の減免制度については本市国民健康保険条例・条例施行規則に明記し、災害減免、身体障害者・生活困窮者などに対し実施しております。

一部負担金減免につきましても、本市国民健康保険条例・条例施行規則に基づき、通院も含めて実施しております。

なお、減免制度、一部負担金減免の周知につきましては、保険料決定通知に一部制度内容を記載した「摂津市国民健康保険のてびき」の同封をはじめ、年2回広報誌の掲載

や、市ホームページにおいて周知しております。

次に、保険料減免と利用料減免につきましては、生活保護基準の改定に合わせて見直しを行っております。しかし、生活保護基準での家族構成等による逓減率は加味しておりませんので、引き下げによる変動が緩和されるよう判定基準を改定しております。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納していても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

（回答）国保年金課

資格証明書の発行は法律で義務づけられておりますが、発行に際しては公費負担医療対象者を除外し、「特別な事情」のある方については、個々に事情をお聞かせいただき対応しております。また、短期証の更新に際しては有効期限前に郵送しております。

なお、高校生世代までの子供に対しては、平成22年1月から、資格証明書の発行はいたしていません。

滞納処分については、執行までに通知や電話により納付相談の機会を設けるよう努めており、納付相談でも十分に納付困難事情を聞き取り、個々に柔軟な対応を行っております。

また、資力の回復を見込めない世帯、または生活保護受給者には滞納処分の停止を実施するよう努めて参ります。

なお、本市では、鳥取県児童手当差押事件のような事例での差押えを行っておりません。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

（回答）国保年金課

毎年、新たに配属された職員は、府並びに国保連合会が開催する研修会に参加し、また、保険料決定通知を送る時期に合わせて、課内で減免などの勉強会を開催するなど、担当者の変更による市民サービスの低下に影響しないよう努めております。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

(回答) 国保年金課

国保窓口での納付相談において、生活困窮などの相談がなされた場合は、保険料減免や一部負担金減免の案内を行うとともに、生活支援課をはじめ市内各課並びに各種団体と連携しながら対応に努めております。また、多重債務者の相談については弁護士及び司法書士による多重債務相談窓口を消費生活相談ルームと連携し開設しております。

なお、生活保護受給者の滞納処分停止につきましては、担当ケースワーカーに伝えるよう努力して参ります。

- ⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開すること。

(回答) 国保年金課

協議会の委員は14名の委員で構成され、4名は市民(被保険者)からの選出となっており、そのうち2名の委員は公募にて選出されております。市民(被保険者)の方も含んだ構成となっていることもあり、自由な意見を発言してもらおう環境を会議では心がけております。また、会議の内容につきましては請求があれば従来から議事録を公開してきているところでございます。会議公開に関しましては今後国民健康保険運営協議会に諮りながら検討してまいります。

- ⑥ 2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見を出すこと。

(回答) 国保年金課

現在の国保の仕組みは、全国又は府内国保保険者間で、又、国保と社会保険との間で医療費の財源調整措置が行われており、本市もこのような仕組みの中で多額の財源調整措置を受けております。国保広域化により、本市の場合、共同事業の拠出金におきまして、従来に比べ拠出額が増加するとの試算もございしますが、増加した額については都道府県の特別調整交付金での補てんが検討されております。

このように現行制度は様々な財源調整の仕組みで支えられており、また、医療費が増加する中、将来にわたって持続可能な医療制度の構築がなされなければならないことを考えますと、国保広域化は避けられないのではないかと考えますが、今後とも、国・府における検討を見守りつつ、必要に応じて大阪府市長会を通じて要望を行ってまいります。

す。

- ⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

(回答) 国保年金課

地方単独事業にかかる医療費波及分について、府へ国に国庫補助対象費用として含むよう大阪府市長会を通じて要望しているところでございます。今後も引き続き、国への要望を行ってまいります。

- ⑧ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保等カウンターに常時配架すること。

(回答) 国保年金課

本課の窓口では保険料の納付相談の他、必要に応じて無料低額診療事業についてご案内させていただいております。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答) 国保年金課・保健福祉課

平成20年度から始まった特定健診制度では、40歳以上の方について保険者の責任において特定健診を実施することになったため、国保の被保険者につきましては一般会計からの繰入を増額し、無料で特定健診を受けられるようにしております。

また、基準日以降に保険者が変更になり制度の谷間となった方等や40歳未満の特定健診対象外の方につきましては、市民健診として健診を実施しており、全ての市民が受診できるようにしております。

さらに、C型肝炎の早期発見を目的とした肝炎検査を特定健診と同時受診できるようにしておりますとともに、特定健診における心電図、眼底検査の対象者について、国の定める基準によらず、医師の判断で受診できるよう緩和し充実した健診項目としているところです。

受診率の高い他市町村の取組内容につきましては、大阪府等が開催する保健事業関係の説明会に参加する等で情報収集しているところです。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答) 国保年金課・保健福祉課

がん検診では、特定の年齢に達した方の乳がん、子宮がん検診の無料化を平成21年度から実施しており、平成23年度からは、特定健診の受診券とがん検診のクーポン券を一体化し、より受診しやすくなるよう改善を図っております。

また、検診車の配車回数の増加による受診機会の拡大を図っており、胃、大腸、肺がんにつきましては、前年度に比べ土曜日の受診日を1回増やしたほか、今年度から基本プランでも大腸がん検診を受診できるようにし、特定健診とのセット健診を、新たに日曜日に実施日を設けるなどして検診の受診促進に取り組んでいるところでございます。

- ③ 人間ドック助成を行うこと。

(回答) 保健福祉課

本市では、摂津市立保健センターにおいて、通常の特健診よりも充実した特定健診を実施しており、原則無料で受診できるため人間ドック助成はいたしておりません。

- ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

(回答) 保健福祉課

個別健診においては、土曜日、夜間に受診できる医療機関の周知を行うとともに、集団健診の委託先でもある摂津市立保健センターでも今年度から、日曜日の健診を実施しているところでございます。

また、胃・大腸がん検診については、公民館で出張検診を実施しており、平成25年度から乳がん・子宮がん検診については、土曜日の設定に加え日曜日も設定しており、個別健診と組み合わせてご利用できるようにしております。

4. 介護保険について

- ① 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作る。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

(回答) 高齢介護課

保険料につきましては、第6期事業計画策定において、かがやきプラン推進審議会に諮り、保険給付実績等から保険給付見込みを推計し、必要な保険料の算定を行っております。こうした中、第6期介護保険料は、国が低所得者への保険料の軽減策を実施することとなったことから、低所得者に配慮した設定を進めてまいります。なお、繰入による減免財源確保や既に12段階の保険料設定を行っており更なる細分化については、考えておりません。

② 国庫負担割合の引上げを国に求めること

(回答) 高齢介護課

介護給付費負担金(施設等給付費20%・居宅給付費25%)を定率とし、財政調整交付金は、別枠で財源を確保されるよう、引き続き、国に要望してまいります。

③ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制(担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等)を明らかにすること。

(回答) 高齢介護課

平成25年度末の要支援者数は、965人であり、事業状況報告から概ね600人が介護保険を利用しているものと類推しています。今回の介護保険制度の改正により、市町村事業になる要支援者の訪問介護・通所介護は、今後、国の示す報酬や経費などの詳細を見て、利用ニーズに合ったサービス提供ができるように対応していきたい。

④ 利用者負担割合を引上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

(回答) 高齢介護課

今後示される、制度改正の詳細に注視します。制度根幹に関わるものであることから、引き続き、国に対して抜本的な対策を要望してまいります。

⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で

急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

(回答) 高齢介護課

平成26年4月に地域密着型介護老人福祉施設を開設するなど施設整備を進めています。また、急増しているサービス付き高齢者向け住宅の資質向上については、指定権限のある大阪府と連携してまいります。

- ⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(回答) 高齢介護課

介護サービスの提供について、判断に迷う場合や特殊なケース等で相談があった場合につきましては、一定にルールを設けのではなく、それぞれの心身の状態や介護環境等を考慮し、適正なケアマネジメントが行われていることから、ケースに応じて個別に対応しております。

- ⑦ 第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。

(回答) 高齢介護課

本市は、市域が狭いことから、計画に係る圏域は、人的移動を考慮し東西に流れる川を挟み以北と以南の2地区とし、地域包括支援センターは、市の中心部の1か所で集中的に行っています。また、地域ケアのエリアは、中学校区と考えております。

5. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知（平成19年3月28日付）をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。

(回答) 障害福祉課

介護保険第1号被保険者となられた障害者の方については、介護保険サービスを利用していただくこととなりますが、本人の心身の状況、障害特性を考慮した上で障害福祉サービスの支給決定を行っている場合もあります。

- ② 64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

(回答) 障害福祉課

障害福祉サービスの支給決定をした65歳以上の方についても、住民税非課税世帯の方については障害福祉サービスの利用料を無料としています。

6. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答) 生活支援課

生活保護のケースワーカーにつきましては、被保護世帯数の増加に伴い過去より増員を図っております。その配置につきましては、対人援助としての業務の性格上、専門職を含め有資格者で有る事、かつ適正も考慮しております。

また、その人材育成につきましては、職場内研修の活用、及び外部研修に積極的に参加できるように課内のバックアップ体制づくりに努めております。

窓口に来所された方につきましては、相手の心情等を十分考慮したうえで、丁寧な対応に努めております。また、申請権の侵害が無いよう、面接担当の上司等が確認しております。

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする事。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(回答) 生活支援課

「生活保護のしおり」につきましては、生活保護の制度がよく分かるよう改正を図っております。また、その説明につきましては、具体的な内容を丁寧に説明するよう努めております。

「生活保護のしおり」は、住民の目に届く窓口常備し、市ホームページにも掲載しております。なお、申請書は窓口には常備していませんが、申請意思を確認する事で個々の申請権を保障し、保護を要する方の漏給が無いよう対応しております。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就

労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

(回答) 生活支援課

申請時の違法な助言・指導は行っていません。

就労支援にあたりましては、対象者に支援内容の理解を得たうえで、個別の実情を考慮した中で、きめ細かな支援を進めており、実態を無視した就労指導の強要はしていません。

また、支援にあたりまして、ハローワーク、産業振興課と連携を取りながら働く場の確保に努めております。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

(回答) 生活支援課

移送費につきましては、個別の状況に応じて、実施要領に基づき支給しており、「生活保護のしおり」に載せております。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

(回答) 生活支援課

継続的に通院されている方につきましては、利用者の便宜を考慮し、自動的に医療券を医療機関に送付する対応をとっており、休日、夜間等で必要な場合は、事後対応の処理を行っております。

なお、「通院医療機関等確認制度」の導入の予定はありません。

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(回答) 生活支援課

自動車の保有につきましては、現状、実施要領通りの対応をしております。

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答) 生活支援課

現状では、警察官OBの配置、「適正化」ホットラインの実施の予定はありません。

- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

(回答) 生活支援課

介護扶助については、介護保険課と連携を図りながら、適切な運用を行っております。また、介護サービスを受ける際に、ケアマネージャーと連携を密にしていますが、ケースワーカーがケアプランに不当に介入することはありません。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみ(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担なし)拡充をすすめるよう強く要望すること。

(回答) 子育て支援課

子どもの医療費助成制度は、通院分の対象者を平成26年9月から小学校修了までに拡大することとし、拡大分には所得制限を設けて実施いたします。将来的には、財政状況を見据えながら、中学校修了まで拡大することとしています。

大阪府に対しては、大阪府市長会などを通じて、年齢拡大の要望をしてくれています。

- ② 妊婦健診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

(回答) 保健福祉課

本市の妊婦健診は、平成20年度は5回26,000円、平成21年度は14回57,000円、平成23年度は14回60,000円と公費助成額の拡充を行っており、平成26年度には前年度の倍に増額し、14回分120,000円の助成を実施したところでございます。

また、平成23年度から妊婦に対する歯科健診を、妊娠期間中に1回無料で受診できるよう歯科健診の公費助成も実施しております。

このほか、経済的な支援にとどまらず、保健福祉課窓口での母子手帳交付時に、保健師による健康相談や受診勧奨を行うとともに、助産師による家庭訪問を実施し、未受診

者による「かけこみ出産」等の解消にも努めております。

- ③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引き下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

(回答) 子育て支援課

本市では、就学援助の基準額は所得を用いており、申請は教育委員会事務局にて通年で受付をしてきています。医療券の発行などを考慮し、早い時期に決定ができるよう、市民税の決定を待たずに仮認定を行っています。

平成26年度の所得基準額は前年度と同額としており、生活保護基準引下げの影響はありません。

- ④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答) 政策推進課

本市としても、子育て世代支援の必要性は認識しており、本年度の重点テーマとして「子育て環境」を掲げ、定住促進を図ってまいります。本年度の取り組み内容としましては、子どもの医療費助成の拡充や、待機児童対策として民間保育所の建て替えや開設の補助を実施してまいります。これら事業を実施することにより、子育て環境を整え、子育て世代支援の充実を図ってまいります。

- ⑤ 独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

(回答) 子育て支援課

現時点では検討しておりません。

- ⑥ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

(回答) 教育総務課

本市における中学校給食は平成27年度よりデリバリー方式選択制で実施します。

献立については市の栄養士が作成し、小学校給食と同様に主食、副食、牛乳を提供する完全給食です。

- ⑦ ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

(回答) 政策推進課

本市の人口は、平成16年5月末の85,250人に対し、平成26年5月末では84,955人となっており、ここ10年間ではほぼ横ばいとなっております。人口推移につきましては、平成21年に少子化の進行により84,000人を割り込んだものの、平成23年には再び84,000人台に回復しております。これは、南千里丘のまちづくりによるものと推測されます。今後の展望は、吹田操車場跡地のまちづくりにおいて、本市の区域が都市型居住ゾーンとされていることから当該区域の人口の増加は見込めるものの、市域全域においてほぼ市街化されており、他の地域で大きな人口増をもたらすまちづくりは見込めないことから、日本の総人口と同様に本市の人口も減少していくことが予測されます。

そのような状況下、子育て支援と定住化は、本市におきましても重点テーマとなっております。現状の施策としましては、仕事や私用時の利用または育児リフレッシュを目的とした『乳幼児の一時預かり』や、休日の仕事で保育が困難な場合に利用する『休日保育』、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援し、安心して育児ができる環境をつくることを目的とした『せつつファミリー・サポート・センター事業』など様々な施策を展開しています。また、助成面では、『ひとり親家庭医療費助成』や『妊婦健康診査公費助成』などを行っております。今後の取組みとしましては、子どもの医療費助成対象者の拡充や、待機児童対策として民間保育所の建て替えや開設の補助を実施し、子育て環境の整備を図る中で定住化を推進してまいります。